

川口市告示第635号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年8月21日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 形質変更時要届出区域

川口市川口四丁目66番1（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

六価クロム化合物

シアン化合物

ほう素及びその化合物